政　令

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十九号

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和二年一月三十一日」を「令和三年一月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十号

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十一号

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百二条第一項及び第二項並びに第百五条第一項、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第九条第一項、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二十六条第一項第八号ニ、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項及び第二十二条第二項並びに瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の六第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第四十一条第二十号」を「第四十一条第一項第二十一号」に改める。

第十五条第一項第一号中「第三十条を除く。）」の下に「、第四十一条第二項（使用の本拠の位置が定められた自動車に取り付けられた装置に係るものに限る。）」を加え、同項第二号中「第二十二条第一項」の下に「、第四十一条第二項（予備検査を受けようとする自動車に取り付けられた装置に係るものに限る。）」を加え、同条第二項第一号中「委任された権限」の下に「（法第四十一条第二項に係るものを除く。）」を加え、同項第三号中「（法」の下に「第四十一条第二項及び」を加え、同条第六項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

（道路運送車両法関係手数料令の一部改正）

第二条　道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項下欄第一号中「もつて」を「もって」に、「あつては」を「あっては」に改め、同表七の項下欄並びに九の項下欄第一号及び第二号中「であつて」を「であって」に改め、同表中十一の項から十四の項までを削り、十五の項を十一の項とし、十六の項から十八の項までを四項ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

２　法第百二条第二項の規定により国又は協会に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金　額
一　新規検査を申請する者	一両につき次に掲げる金額 一　完成検査終了証の提出（法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 イ　検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車　千百円 ロ　検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車　千二百円（電子申請による場合にあっては、千円）